

議案第4号

東郷町個人番号の利用に関する条例の一部改正について

東郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

## 東郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

東郷町個人番号の利用に関する条例（平成27年東郷町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の一部改正に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

法別表第2が廃止されたことに伴い、法別表第2を引用して規定する用語の表記を改めること。（第2条及び第4条関係）

### 3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行すること。